

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

平成28年10月11日(火) 午前9時30分～午前10時35分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

## 3. 出席委員 12名

|     |        |   |
|-----|--------|---|
| 1番  | 高槻 祥治  | 出 |
| 2番  | 池田 俊一  | 出 |
| 3番  | 笠原 幸男  | 出 |
| 4番  | 高月 周次郎 | 出 |
| 5番  | 武井 邦男  | 出 |
| 6番  | 栗目 公人  | 出 |
| 7番  | 岸野 敏夫  | 出 |
| 8番  | 川上 敏雅  | 出 |
| 10番 | 奥村 純一  | 出 |
| 11番 | 小原 勉   | 出 |
| 12番 | 高橋 寛行  | 出 |
| 13番 | 中村 徹   | 出 |

## 議事日程

- (1) 議案第37号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第38号 農地法第3条の規定による使用賃借権転用の許可申請について
- (3) 議案第39号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (4) 議案第40号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (5) 議案第41号 農用地利用集積計画(案)の決定に対する意見について  
(農地中間管理権の設定に関するもの)
- (6) 議案第42号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について(南山田)

別紙のとおり

|                    |   |
|--------------------|---|
| 議 長                | <p>それでは、ただ今から平成28年度第7回農業委員会総会を開催します。</p> <p>休会中の会長事務を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9月10日（土） 農業まつり （倉敷かさや農協矢掛支店）</li> <li>・ 10月6日（木） 農業会議による転用現地調査（横谷地区）</li> </ul> <p>以上で、休会中の会長事務報告を終わります。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は7番 岸野委員さんと、8番 川上委員さんをお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第<u>37</u>号から議案第<u>42</u>号の<u>6</u>議案です。</p> |
| 議 長                | <p><b>議案第<u>37</u>号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>5</u>件議題</b>といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>   |
| 事 務 局              | <p>（議案朗読説明）</p> <div style="border: 3px double black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以上5件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div>   |
| 議 長                | <p>事務局の説明が終わりました。</p>   |
| 議 長<br><br>8 番 委 員 | <p>事案番号<u>35</u>番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p> <p>ほ場整備がされておらず、周りが民家で非常に耕作がしにくい 一昨年前から保全の状態になっています。</p> <p>譲渡人は仕事の為ずっと人に預けていたのですが、預けていた方が耕作できなくなり荒れ地になっている状態です。</p> <p>譲受人は隣の家の方です。草刈りなどされていて、お互い話し合いがされているようです。耕作面積が足りないのですが、次の議案の使用貸借と合わせて耕作されるという事です。問題ないと思っております。</p>  |
| 議 長                | <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号<u>35</u>番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>  |

|        |   |
|--------|---|
| 議 長    | 異議がございませんので、事案番号 <u>35</u> 番につきましては、許可と決定いたします。   |
| 議 長    | 事案番号 <u>36</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。  |
| 3 番委員  | 譲渡人は里庄にお住まいで耕作に通うのが不便という事です。譲受人の家の前の田んぼでして、お互いに話ができております。   |
| 議 長    | 地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>36</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。<br><br>(異議なし)   |
| 議 長    | 異議がございませんので、事案番号 <u>36</u> 番につきましては、許可と決定いたします。   |
| 議 長    | 事案番号 <u>37</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。  |
| 2 番委員  | 合計4筆です。譲渡人のお父さんが亡くなられて、管理が出来ないという事で、譲受人は認定農業者の方です。すべてお譲りします、という事です。   |
| 議 長    | 地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>37</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。<br><br>(異議なし)   |
| 議 長    | 異議がございませんので、事案番号 <u>37</u> 番につきましては、許可と決定いたします。   |
| 議 長    | 事案番号 <u>38</u> 番、 <u>39</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。   |
| 10 番委員 | 38番と39番は、まとめてご説明します。<br>38番は、譲渡人が、ご自身の農地を太陽光パネルに転用するにあたって、畦を譲ってもらい譲受人の別の農地と交換されるということです。<br>39番も、畦です。問題は、ないと思います。 |
| 議 長    | 地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>38</u> 番につきまして、   |

|          |   |
|----------|---|
| 議 長      | <p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>38</u> 番、39番につきましては、許可と決定いたします。</p>  |
| 議 長      | <p><b>議案第 <u>38</u> 号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、<u>1</u> 件議題といたします。</b></p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>  |
| 事 務 局    | <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以上1件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div> <p>事務局の説明が終わりました。</p> |
| 議 長      | <p>事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>  |
| 8 番 委 員  | <p>先ほどの3条の所有権移転に関連した案件です。借受人の耕作面積が不足している為、貸渡人から借りるということです。</p>  |
| 議 長      | <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p>   |
| 13 番 委 員 | <p>借受人は、現在、農業をいっくらかされていますか。</p>   |
| 8 番 委 員  | <p>田はしていません。</p>  |
| 13 番 委 員 | <p>年齢は、何歳ぐらいの方ですか。</p>  |
| 8 番 委 員  | <p>80歳前の方です。50代の息子さんがいらっしゃいます。</p>  |
| 13 番 委 員 | <p>はい、わかりました。</p> <p>(異議なし)</p>   |

|       |   |
|-------|---|
| 議 長   | 異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定いたします。  |
| 議 長   | 議案第 <u>39</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、<br><u>4</u> 件議題といたします。<br>事務局の説明をお願いします。   |
| 事 務 局 | (議案朗読説明)<br><div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>事案番号16番については、上下水道管の埋設された道路の区域にあり、かつ500m以内に川面小学校及び川面幼稚園の2つの教育施設があるため第3種農地としております。</p> <p>その他の農地区分については、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div> |
| 議 長   | 事務局の説明が終わりました。  |
| 議 長   | 事案番号 <u>14</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。   |
| 13番委員 | 場所は、美川地区の会社の車庫の裏の田んぼ2筆です。ここに露天駐車場をつくるのでという事です。問題はないと思います。   |
| 議 長   | 地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>14</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。<br><br>(異議なし)   |
| 議 長   | 異議がございませんので、事案番号 <u>14</u> 番につきましては、許可と決定いたします。   |
| 議 長   | 事案番号 <u>15</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。   |
| 3番委員  | 申請人の宅地が畑のままになっているという事で許可申請をされます。  |
| 議 長   | 地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>15</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。   |

|          |   |
|----------|---|
|          | (異議なし)  |
| 議 長      | 異議がございませんので、事案番号 <u>15</u> 番につきましては、許可と決定いたします。   |
| 議 長      | 事案番号 <u>16</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。  |
| 2 番 委 員  | 申請人は林業をされていまして、伐り出した資材などを置くところがないので、露天資材置場にしたいという事です。東側がいちごハウス、北は会社で、西は道路です。他の農地に影響はないです。 |
| 議 長      | 地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>16</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。                                   |
|          | (異議なし)  |
| 議 長      | 異議がございませんので、事案番号 <u>16</u> 番につきましては、許可と決定いたします。   |
| 議 長      | 事案番号 <u>17</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。  |
| 10 番 委 員 | 291-1 番地が太陽光パネルを設置する場所です。1,490平米に太陽光パネルをされます。   |
| 議 長      | 地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>17</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。                                   |
|          | (異議なし)  |
| 議 長      | 異議がございませんので、事案番号 <u>17</u> 番につきましては、許可と決定いたします。   |
| 議 長      | 以上 <u>4</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。  |
| 議 長      | <b>議案第 <u>40</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>5</u> 件議題</b> といたします。                    |

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| <p>事務局</p>                         | <p>事務局の説明をお願いします。<br/>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>事案番号26番の農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあつて、500m以内に矢掛高校や矢掛幼稚園などの教育施設が2つ以上あるため3種農地としております。</p> <p>事案番号28番の農地区分は第1種農地ですが、例外許可規定、土地収用法による事業に該当するため、転用が可能としております。</p> <p>その他の案件の農地区分については、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div> <p>議 長 事務局の説明が終わりました。</p>   |
| <p>議 長</p> <p>5番委員</p>             | <p>事案番号 <u>26</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>譲受人は譲渡人の娘と娘婿で、娘家族が居宅を建設するものです。申請地は元々、644平米あり、その内の東半分の330平米を転用します。隣接する北側の田が30～40cm高くなっています。排水は、道路に面した側に南北用水路があります。そちらへ排水できるようになっておりなす。隣接する土地に転用しても影響は及ぼさないと思っています。残りの西半分の土地は、利用目的の変更によって、畑に変更されると聞いております。</p> <p>議 長 地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>26</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>議 長 (異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>26</u> 番につきましては、許可と決定いたします</p> |
| <p>議 長</p> <p>13番委員</p> <p>議 長</p> | <p>事案番号 <u>27</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>譲渡人の土地を譲受人が買い取り、休憩所施設をつくるという事です。問題はないです。</p> <p>議 長 地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>27</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p>   |

|              |  |
|--------------|--|
| 議 長          | <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>27</u> 番につきましては、許可と決定いたします</p>  |
| 議 長<br>11番委員 | <p>事案番号 <u>28</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>コミュニティセンターの南側に消防機庫ができます。周辺には、排水も出来ていますので問題ないかと思えます。</p>   |
| 議 長          | <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>28</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>                                 |
| 議 長          | <p>異議がございませんので、事案番号 <u>28</u> 番につきましては、許可と決定いたします</p>  |
| 議 長<br>10番委員 | <p>事案番号 <u>29</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>290-3番地、30平米を進入路として申請します。</p>                             |
| 議 長          | <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>29</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>                                 |
| 議 長          | <p>異議がございませんので、事案番号 <u>29</u> 番につきましては、許可と決定いたします</p>  |
| 議 長<br>6番委員  | <p>事案番号 <u>30</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>写真を見ていただくとよく分かると思います。こちらの畑が三差路の角からはじまっています。問題ないと思います。</p> |
| 議 長          | <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>30</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p>   |



|                  |  |
|------------------|--|
| 議 長              | <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>30</u> 番につきましては、許可と決定いたします</p>  |
| 議 長              | <p>以上 <u>5</u> 件のうち、事案番号 <u>28</u> 番については、第1種農地のため許可意見として岡山県農業会議に諮問すること及び岡山県農業会議から許可を適当とする答申があった場合には許可処分を行うことを議決します。</p> <p>その他の案件については、許可処分を行うことを議決します。</p>   |
| 議 長<br><br>事 務 局 | <p><b>議案第 <u>41</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 111) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明をお願いします。</b></p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>議案第41号については、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う案件であります。</p> <p>農地中間管理機構が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p> </div> <p>(計画の内容について説明)</p> <p>事務局からの説明がありました。意見等をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、議案第41号について、計画書どおり決定いたします。</p> <p><b>議案第 <u>42</u> 号、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するかどうかの判断について、事務局の説明をお願いします。</b></p> <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以上1件について、申請者から非農地判定の申請があったため、先日、地元委員さんと現地確認を行っております。</p> <p>なお、過去5年間の現地調査結果は、平成24年以降4年間は「赤」判定となっております。</p> </div> |

|       |   |
|-------|---|
| 議 長   | 事務局の説明が終わりました。  |
| 議 長   | 事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。   |
| 3番委員  | 申請者は一人暮らしで、土地も山ぎわで耕作が困難であるという事です。   |
| 議 長   | 地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。                                      |
| 13番委員 | 写真で見ましたが、山ぎわなのですね。  |
| 3番委員  | はい、そうです。<br><br>(異議なし)  |
| 議 長   | 異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、非農地と判断することを議決いたします。                                       |
| 議 長   | 次に、 <b>報告事項</b> について確認します。<br><br><b>利用目的の変更届について</b><br>地元委員さんの確認報告をお願いします。                |
| 1番委員  | 1番は、田を作っていないので、畑に変更したいという事です。割田ですので、りっぱな畑になるかは疑問がありますが、問題はないと思います。                          |
| 6番委員  | 2番は、田んぼですが耕作はされていません。水利費の関係で、畑にされたいということです。   |
| 議 長   | <b>農地法第18条の規定による合意解約通知について</b><br>地元委員さんの確認報告をお願いします。                                       |
| 5番委員  | 1番は、4筆ございます。利用権設定をして、借受人が耕作をされていますが、貸渡人が町外に農地を取得されるそうで、取得基準を満たすための解約です。取得後、また利用権設定されると思います。 |

|       |   |
|-------|---|
| 13番委員 | 2番は、先ほどの転用の為の解約です。  |
| 8番委員  | 3番、4番、5番は、借受人が耕作をやめるという事で解約です。この後は、それぞれ耕作をされる方が決まっていると聞いております。  |
| 2番委員  | 6番は、借受人がお亡くなりになり、解約するものです。その後は、認定農業者の方が耕作されますので、問題ございません。   |
| 2番委員  | 7番は、この土地を耕作したいという別の方が出てこられましたので、その為の解約です。   |
| 11番委員 | 8番、9番、10番、11番、12番は、国道沿いに歩道をつくるということで、田んぼの一部分だけを合意解約します。   |
| 議長    | <p>以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。<br/>これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。</p> <p><u>10分間</u>休憩の後、<u>10時45分</u>から協議会を開催いたします。</p> |